

教職関係科目「～（小）」等の科目について

平成29年度から、これまで小学校免許と中学校免許等で区別していた科目の内容が変わることに伴い、履修方法の変更があります。

【変更の内容】

新		旧	
科目名	使用できる免許種	科目名	使用できる免許種
教育課程（教諭）	小中高	教育課程（小）	小
教育方法（教諭）	小中高	教育課程	中高
道德教育の研究（教諭）	小中	教育方法（小）	小
道德心理学（教諭）	小中	教育方法	中高
特別活動論（教諭）	小中高	道德教育の研究（小）	小
生徒指導論（進路指導を含む） （教諭）	小中高	道德教育の研究	中
教育相談（教諭）	幼小中高	道德心理学	小
学校カウンセリング（教諭）	幼小中高	特別活動に関する研究 （小）	小
		特別活動に関する研究	中高
		生徒指導（小）	小
		生徒指導	中高
		教育相談（小）	幼小
		教育相談	中高
		カウンセリング（小）	幼小
		カウンセリング	中高

例えば、これまで小学校免許を取得するために「教育課程（小）」、中学校免許を取得するために「教育課程」をそれぞれ別で履修することが必要でした。

平成29年度より、小中高の内容を含んだ「教育課程（教諭）」を履修すれば、小学校免許及び中学校免許（高校免許）両方の免許取得のための単位数とすることができます。

※ただし、これまでに「～（小）」だけなど一方の科目のみを履修し

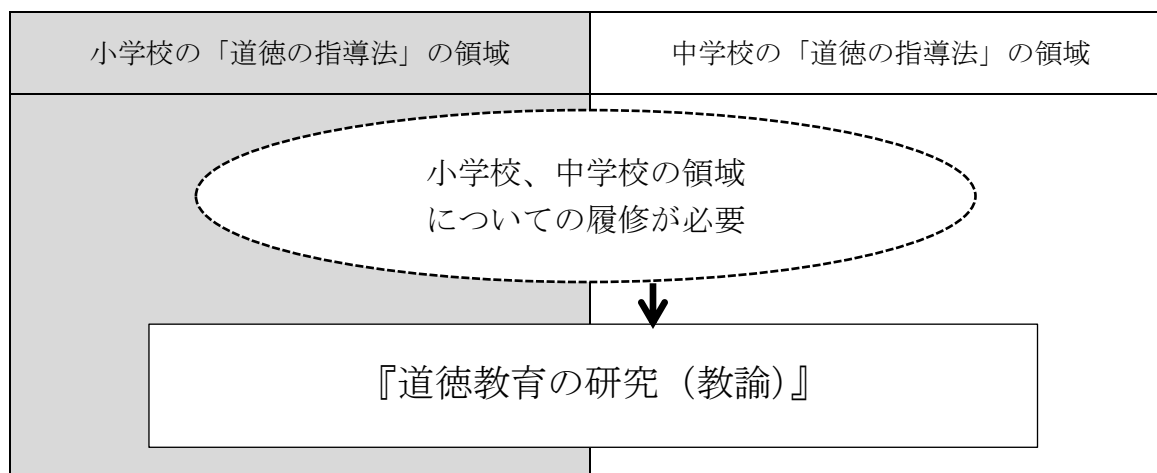
ていた学生は注意が必要です。（以下参照）

履修パターンについて

(『道德教育の研究』の履修を例に・・・)

パターン1

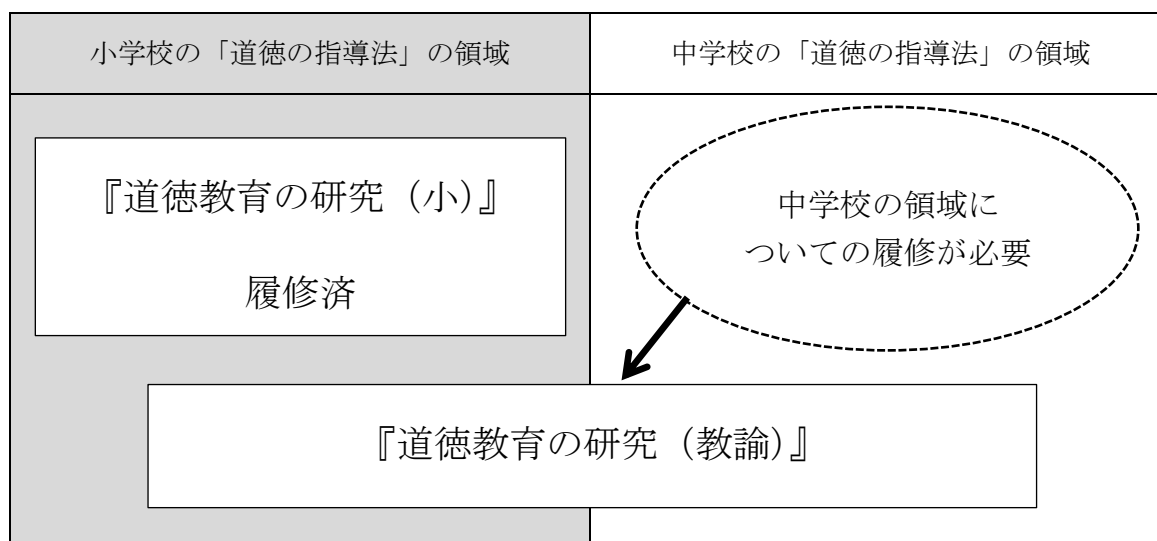
これまで「道德教育の研究(小)」又は「道德教育の研究」を履修していない場合



「道德教育の研究(教諭)」を履修すれば、小学校及び中学校の内容を含んだ科目を履修したことになるため、小学校免許・中学校免許の両免許の単位とすることができます。

パターン2

これまで「道德教育の研究(小)」 「道德教育の研究」のどちらか1科目履修している場合



「道德教育の研究(小)」は小学校の内容の科目になるため、中学校免許の単位とすることはできません。中学校免許を取得するためには、中学校の内容を含んだ「道德教育の研究(教諭)」を修得する必要があります。